

# 産地生産基盤パワーアップ事業 実施要領の制定について

元 食 産 第 4 5 3 6 号  
元 生 産 第 1 6 9 7 号  
元 政 統 第 1 7 8 1 号  
令 和 2 年 2 月 2 8 日  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
農 林 水 産 省 生 産 局 長  
農 林 水 産 省 政 策 統 括 官 通 知

一部改正 令和3年2月10日付け2生産第1942号  
2政統第1972号

一部改正 令和3年12月21日付け3農産第2033号

最終改正 令和4年3月4日付け3農産第3241号  
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

この度、産地生産基盤パワーアップ事業について、別紙のとおり産地生産基盤  
パワーアップ事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な  
実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

## 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

制 定	令和 2 年 2 月 28 日 付け 元 食 産 第 4 5 3 6 号 元 生 産 第 1 6 9 7 号 元 政 統 第 1 7 8 1 号
一 部 改 正	令和 3 年 2 月 10 日 付け 2 生 産 第 1 9 4 2 号 2 政 統 第 1 9 7 2 号
一 部 改 正	令和 3 年 12 月 21 日 付け 3 農 産 第 2 0 3 3 号
最 終 改 正	令和 4 年 3 月 4 日 付け 3 農 産 第 3 2 4 1 号

### 第 1 事業の内容等

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日 付け 元 生 産 第 1695 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知。以 下 「実 施 要 綱」とい う。）別 表 1 及 び 別 表 2 の 事 業 の 実 施 に 当 た っ て は、実 施 要 綱 に 定 め る も の の ほ か、こ の 要 領 に よ る も の と す る。

#### I 新市場獲得対策

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化  
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援  
別記 2 に定めるとおりとする。

#### II 収益性向上対策・生産基盤強化対策

別記 3 に定めるとおりとする。

### 第 2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、実施要綱第 3 の定義に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号生産局長、政策統括官通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和2年度以降に実施する事業については、事業実施状況の報告及び事業の評価を除き、なお従前の例による。
- 4 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、平成28年10月11日付け28農振第1337号、令和2年2月7日付け元農会第702号農林水産省生産局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長通知）中「産地パワーアップ事業」及び「産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官通知）」とあるのは、それぞれ「産地生産基盤パワーアップ事業」及び「産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年2月10日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年3月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。